

令和6年度 引き上げ分の地方消費税市町村交付金が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(歳入) 地方消費税交付金のうち社会保障財源化分 33,555 千円
 (歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 574,287 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

区 分	経 費	財 源 内 訳				
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国・道支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の市町村交付金	その他
社会福祉	282,933	115,230	4,000	3,073	14,672	145,958
社会福祉事業	160,170	105,739		2,743	4,721	46,967
老人福祉事業	47,844	542	4,000	329	3,925	39,048
児童福祉事業	74,919	8,949		1	6,026	59,943
社会保険	110,917	0	0	15,238	8,739	86,940
介護保険事業	110,917			15,238	8,739	86,940
保険衛生	180,437	29,691	38,000	1,698	10,144	100,904
保健衛生事業	146,499	23,796	38,000		7,737	76,966
予防事業	33,938	5,895		1,698	2,407	23,938
合 計	574,287	144,921	42,000	20,009	33,555	333,802

- 消費税交付金のうち社会保障財源化分は、社会保障4経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生のいずれかに関する施策)に充てるものとされている。(社会保障4経費:制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)
- 「社会福祉」は、障害者福祉事業、高齢者福祉事業、児童福祉事業など
 「社会保険」は、介護保険事業など
 「保険衛生」は、医療に係る施策、健康増進対策など
- 各区分における「社会保障財源化分の市町村交付金」は、「地方消費税交付金のうち社会保障財源化分」を一般財源額で按分。